

多文化共生社会の形成の推進に関する条例の概要

「多文化共生社会」とは

国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的背景等の違いを認め、人権を尊重し、地域社会の対等な構成員として共に生きる社会。

基本理念

多文化共生社会の形成の推進にあたっては、以下の点を基本理念とします。

- 国籍、民族等の違いにかかわらず
- ・県民の人権が尊重されること
- ・県民が地域社会に主体的に参画すること
- 県、市町村、事業者、県民等が協働して実施
- 国際的な人権保障の取組に留意



責務

県

- ・総合的施策の策定と実施

事業者

- ・事業活動での多文化共生社会形成の推進
- ・県・市町村の多文化共生施策への協力

県民

- ・社会のあらゆる分野での多文化共生社会形成の推進に寄与

県は施策等を推進します。

市町村

協働・支援

県民

事業者

情報提供等の支援

多文化共生社会推進計画の策定

- 教育の充実
- 推進体制の整備
- 必要な調査研究の実施
- 相談・苦情への対応
- 財政上の措置

宮城県多文化共生社会推進審議会の設置・運営

施策内容を議会へ報告・公表

推進体制の整備

多文化共生社会の形成